

平成 30（2018）年度第 1 回宇都宮地域医療構想調整会議	資料 3
平成 30（2018）年 7 月 26 日	

医政第 367 号
 高対第 346 号
 平成 30（2018）年 6 月 21 日

関係団体の長 様

栃木県保健福祉部長 森 澤 隆

平成 31（2019）年度地域医療介護総合確保基金に係る事業アイデアの募集について

県の医療・介護行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地域における医療及び介護の総合的な確保をするための「地域医療介護総合確保基金」を活用し、平成 31（2019）年度に実施する事業を検討する際の参考とするため、下記のとおり事業のアイデアを募集します。

つきましては、貴会員に周知くださいますとともに、本基金の趣旨に則した事業アイデアの提案について御検討くださいますようお願いいたします。

なお、本通知は、別紙の団体にも通知しておりますことを申し添えます。

記

1 募集対象・提案方法

別添「募集要項（医療分・介護分）」のとおり。なお、提案に使用する様式（提案シート）等については、次の県ホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/kakuhokikin_2019proposal.html

2 募集期限

平成 30（2018）年 8 月 6 日（月）

保健福祉部 医療政策課 地域医療担当：渡辺、黒子
 TEL：028-623-3145 E-mail：tic@pref.tochigi.lg.jp
 保健福祉部 高齢対策課 生きがいづくり担当：鏡、木村
 TEL：028-623-3048 E-mail：kaigo@pref.tochigi.lg.jp

別紙

一般社団法人 栃木県医師会
栃木県病院協会
一般社団法人 栃木県私的病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会栃木県支部
一般社団法人 栃木県理学療法士会
一般社団法人 栃木県作業療法士会
一般社団法人 栃木県歯科医師会
公益社団法人 栃木県歯科技工士会
栃木県歯科衛生士会
公益社団法人 栃木県柔道整復師会
一般社団法人 栃木県鍼灸マッサージ師会
一般社団法人 栃木県鍼灸師会
公益社団法人 栃木県看護協会
一般社団法人 日本精神科看護協会栃木県支部
一般社団法人 栃木県訪問看護ステーション協議会
一般財団法人 栃木県精神衛生協会
公益社団法人 日本精神保健福祉士協会栃木県支部
一般社団法人 栃木県助産師会
一般社団法人 栃木県薬剤師会
社会福祉法人 とちぎ健康福祉協会
社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会
栃木県ホームヘルパー協議会
一般社団法人 栃木県社会福祉士会
栃木県ソーシャルワーカー協会
栃木県医療社会事業協会
特定非営利活動法人 とちぎケアマネジャー協会
栃木県認知症高齢者グループホーム協会
公益社団法人 認知症の人と家族の会栃木県支部
栃木県高齢者福祉協会
栃木県有料老人ホーム連絡協議会
公益社団法人 栃木県栄養士会
栃木県言語聴覚士会
各市町 (25)
宇都宮市保健所
各健康福祉センター (9)

平成 31（2019）年度地域医療介護総合確保基金（医療分） 事業アイデア募集要項

1 趣旨

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題です。

このため、平成 26（2014）年度から消費税増収分等を活用した「地域医療介護総合確保基金^{※1}」が各都道府県に設置され、各都道府県は、都道府県計画^{※2}を作成し、当該計画に基づき事業を実施しています。

今回、地域医療介護総合確保基金を活用して平成 31（2019）年度に実施する事業を検討する際の参考とするため、事業アイデアを募集します。

※1 負担割合は、国 2/3、都道府県 1/3 です。

※2 過去の栃木県計画については、次の県ホームページを御参照ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/kakuhokikin.html>

2 募集対象

募集の対象は、次のⅠからⅢまでに掲げる事業となります。

Ⅰ 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業

Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業

特に、栃木県地域医療構想^{※3}における将来の医療需要の推計を踏まえ、2025 年に向け充実が必要とされる回復期病床への機能転換を進めるための事業アイデアや病床数の見直しに伴い不用となる病棟等の用途変更を促進するための事業アイデアを募集します。

※3 栃木県地域医療構想については、次の県ホームページに掲載されております。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/iryoukousou.html>

3 提案方法

「平成 31（2019）年度地域医療介護総合確保基金（医療分）事業アイデア提案シート^{※4}」に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。

※4 事業提案シートは、次の県ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/kakuhokikin_2019proposal.html

【提出先】 栃木県 保健福祉部 医療政策課 地域医療担当 E-mail : tic@pref.tochigi.lg.jp

【提出期限】 平成 30（2018）年 8 月 6 日（月）

(提案シート作成に当たっての注意事項)

- ① 電子データで提出してください。
- ② 原則として、厚生労働省の示す地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例（別紙１）に掲げられている１～54の事業のいずれかに該当することが必要です。該当する標準事業例の番号を「標準事業例の番号」欄に記入してください。
- ③ 「事業の対象となる医療介護総合確保区域」欄にある各区域は、次のとおりです。事業の対象と想定される区域に○を付けてください。

県北地域（大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町）
県西地域（鹿沼市、日光市）
宇都宮地域（宇都宮市）
県東地域（真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）
県南地域（栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町）
両毛地域（足利市、佐野市）
- ④ 事業内容に係る説明資料や事業に要する経費に係る見積書などがある場合は、添付して提出してください。

4 提案内容の取扱い

- (1) 提案いただいた事業アイデアは、県において平成31（2019）年度に実施する事業を検討する際に参考とさせていただきます。優れた内容であっても、提案そのままに実際の事業となるものではありませんし、補助事業等の事業者として採択されることを保証するものではありません。
- (2) 診療報酬や他の補助金等で措置されているものは、基金を活用して実施する事業の対象とすることはできません。また、地域全体の課題解決とは言い難い、個別の医療機関等のための事業についても対象外となります。
- (3) 基金を活用する上で、特定の事業者の資産の形成につながる補助事業については、事業者負担を求めることとなります（補助率1/2が標準となります）。
- (4) 提案内容によっては、県の担当課から個別に確認させていただく場合があります。また、提案内容を「栃木県医療介護総合確保推進協議会」や「地域医療構想調整会議」などの公開会議での資料とさせていただく場合もありますので、あらかじめ御承知置きください。
- (5) 厚生労働省の内示（平成31（2019）年6月以降）後に事業を実施することとなりますが、「Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業」及び「Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業」における厚生労働省からの内示額は、例年、要望額を大きく下回る状況にあり、新規事業に取り組む余地が少ない状況となっておりますので、御承知置き願います。

5 問い合わせ先

栃木県 保健福祉部 医療政策課 地域医療担当

TEL：028-623-3145 E-mail：tic@pref.tochigi.lg.jp

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例

（別紙１）

事業区分		標準事業例	事業の概要
Ⅰ 病床の機能分化・連携のために必要な事業	（１）医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備等	1 ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図るとともに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。
		2 精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のデイケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備	精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備を行う。
		3 がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備	がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備を行う。
		4 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理を行う。また、病院内の退院時支援を行う部署（地域医療連携室等）等に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を行う。
		5 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。
		6 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。
Ⅱ 在宅医療・介護サービスのために必要な事業	（１）在宅医療を支える体制整備等	7 在宅医療の実施に係る拠点の整備	市町村及び地域の医師会が主体となって、在宅患者の日常療養生活の支援・看取りのために、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備することにかかる経費に対する支援を行う。
		8 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	在宅患者の退院調整や急変時の入院受入整備等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費（調整等を図るための人員雇用分等）や会議費などに対する支援を行う。
		9 在宅医療推進協議会の設置・運営	県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。
		10 在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施	在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う保健師（市町村主管部門、保健所等）に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。
		11 かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発	かかりつけ医の普及定着を推進するため、地域医師会等における、医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。
		12 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施	訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
		13 認知症ケアバスや入退院時の連携バスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築	認知症への対応など多職種間の連携を図るため、認知症専門医の指導の下、地域の医療と介護の連携の場を設け、各地域における認知症ケアの流れ（認知症ケアバス）等の検討を支援する。
		14 認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施	認知症疾患医療センターの一類型として指定された診療所が、他医療機関とネットワークを構築し、認知症の鑑別診断につなげるための経費に対する支援を行う。
	（２）在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業等	15 早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等	精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。
		16 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備	在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。
		17 在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進	現在、都道府県歯科医師会等に設置されている在宅歯科医療連携室を都道府県単位だけでなく、二次医療圏単位や市町村単位へ拡充して設置し、在宅医療連携拠点、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等と連携し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出にかかる運営費等に対する支援を行う。
		18 在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施	在宅で療養する難病や認知症等の疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師、歯科衛生士を対象とした、当該疾患に対する知識や歯科治療技術等の研修の実施に必要な経費の支援を行う。
		19 在宅歯科医療を実施するための設備整備	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
		20 在宅歯科患者搬送車の設備整備	在宅歯科医療を実施する歯科医療機関（在宅療養支援歯科診療所等）でカバーできない空白地域の患者に対して必要な医療が実施できるよう、地域で拠点となる病院等を中心とした搬送体制を整備する。
		21 在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援	在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を行う。
		22 訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知	これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対して地域薬剤師会が行う研修の実施を支援する。また、患者が入院から在宅療養へ円滑に移行するために、地域薬剤師会が訪問薬剤管理指導を実施している薬局の周知・紹介を行うことを支援する。
	進（３）在宅に必要（薬剤）を推進するために必要な事業等	23 在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備	在宅医療における衛生材料・医療材料の供給を円滑に行うため、地域で使用する衛生材料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間（地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等）で行うとともに、地域で使用する衛生材料等の供給拠点となる薬局が設備整備を行うことを支援する。
		24 終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援	人生の最終段階の医療の実施に当たり、疼痛コントロールが円滑にできるようにするため、地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間（地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等）で品目・規格統一等に関する協議等を実施することを支援する。

事業区分		標準事業例	事業の概要
Ⅲ 医療従事者等の確保・養成のための事業	(1) 医師のための地域偏等在	25 地域医療支援センターの運営(地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む)	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。
		26 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築	医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってなお医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。
		27 地域医療対策協議会における調整経費	地域医療対策協議会で定める施策について、計画の進捗及び達成状況を関係者間において検証し、次の施策へつなげるための調整を行う。
		(2) 診療科の偏在対策、等	
		28 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援	産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。 また、精神保健指定医の公務員としての業務や地域の精神科救急医療体制の確保のための精神科医確保に協力する医療機関の運営等に対する支援を行う。
		29 小児専門医等の確保のための研修の実施	医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を支援する。
	支(援)のための女性医療従事者等	30 救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施	地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。
		31 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施	医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。
		32 女性医師等の離職防止や再就業の促進	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための受付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就労環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。
		33 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の確保対策の推進	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性歯科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。 また、今後、歯科衛生士、歯科技工士を目指す学生への就学支援を行う。
		34 女性薬剤師等の復職支援	病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師(特に女性)の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。
		(4) 看護職員等の確保のための事業等	
	(4) 看護職員等の確保のための事業等	35 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。
		36 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。
		37 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施	看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。
		38 離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るための経費に対する支援を行う。
		39 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備	看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。
		40 看護職員が都道府県内に定着するための支援	地域における看護職員確保のため、養成所における都道府県内医療機関やへき地の医療機関等への看護師就職率等に応じた財政支援を行う。
		41 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進	地域の医療機関の看護職員確保の支援や看護職員の復職支援の促進を図るため、ナースセンターのサテライト展開、効果的な復職支援プログラム等の実施、都市部からへき地等看護職員不足地域への看護職員派遣など看護師等人材確保促進法の枠組みを活用した看護職員確保の強化を図るための経費に対する支援を行う。
		42 看護師等養成所の施設・設備整備	看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。
		43 看護職員定着促進のための宿舍整備	看護師宿舍を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。
		44 看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備	教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。
		45 看護職員の就労環境改善のための体制整備	短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。
		46 看護職員の勤務環境改善のための施設整備	病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。
		47 歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。
		48 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援	地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。
	(5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業等	49 勤務環境改善支援センターの運営	医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。
		50 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援(医療クレーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等)	計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クレーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。
		51 有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援	病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療等を提供するため、有床診療所において休日・夜間に勤務する医師・看護師等を配置する。
		52 休日・夜間の小児救急医療体制の整備	小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師、看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費に対する支援を行う。
		53 電話による小児患者の相談体制の整備	地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。
		54 後方支援機関への搬送体制の整備	救急や小児周産期の医師の負担を軽減するため、高次医療機関において不安定な状態を脱した患者を搬送元等の医療機関に救急自動車等で搬送する際の経費に対する支援を行う。 また、受入医療機関に積極的に受け入れるためのコーディネーターの配置を支援する。

〔提出先〕 栃木県 保健福祉部 医療政策課 地域医療担当 宛て E-mail : tic@pref.tochigi.lg.jp

平成 31（2019）年度地域医療介護総合確保基金（医療分） 事業アイデア提案シート

提案者

名 称			
担 当 部 署 名		担 当 者 職 ・ 氏 名	
連 絡 先	所在地 : 電 話 : E-mail : FAX :		

提案内容

事 業 名				
事 業 区 分	※ 該当する区分を一つ選んで、○を付けてください。 Ⅰ 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業 Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業			
標準事業例の 番 号	※ 該当する標準事業例（別紙 1）の番号を記入してください。			
事業の対象と なる医療介護 総合確保区域	※ 対象となる区域に○を付けてください。 1 全区域 2 県北地域 3 県西地域 4 宇都宮地域 5 県東地域 6 県南地域 7 両毛地域			
事業の必要性	※ 事業が必要となる背景（現状の課題）について記入してください。			
事 業 の 目 標	※ 設定すべき成果指標（数値目標）を記入してください。			

事業の実施主体	
事業の内容	
事業の期間	※ 原則 1 年以内となります。 年 月 日 ~ 年 月 日
事業の有効性	※ 想定される事業の効果を記入してください。
事業の効率性	※ 効率的な実施のために講ずべき措置について記入してください。
事業に要する費用	※ 県からの補助額ではなく、事業全体で必要となる経費を記入してください。 総額 _____ 円 （積算根拠）
備考	

その他参考資料がある場合は、添付してください。

平成 31（2019）年度地域医療介護総合確保基金（介護分） 事業アイデア募集要項

1 趣旨

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題です。

このため、平成 26（2014）年度から消費税増収分等を活用した「地域医療介護総合確保基金^{※1}」が各都道府県に設置され、各都道府県は、都道府県計画^{※2}を作成し、当該計画に基づき事業を実施しています。

今回、地域医療介護総合確保基金を活用して平成 31（2019）年度に実施する事業を検討する際の参考とするため、事業アイデアを募集します。

※1 負担割合は、国 2/3、都道府県 1/3 です。

※2 過去の栃木県計画については、次の県ホームページを御参照ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/kakuhokikin.html>

2 募集対象

募集の対象事業は、「介護従事者の確保に関する事業」です。

3 提案方法

「平成 31（2019）年度地域医療介護総合確保基金（介護分）事業アイデア提案シート^{※3}」に必要事項を記入の上、電子メール、FAX 等により提出してください。

※3 事業アイデア提案シートは、次の県ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/kakuhokikin_2019proposal.html

【提出先】 栃木県 保健福祉部 高齢対策課 生きがいつくり担当

E-mail : kaigo@pref.tochigi.lg.jp FAX : 028-623-3058

【提出期限】 平成 30（2018）年 8 月 6 日（月）

（提案シート作成に当たっての注意事項）

- ① できるだけ電子データで提出してください。
- ② 原則として、別添「介護人材確保対策事業メニュー一覧」に掲げられているいずれかの事業に該当することが必要です。該当する介護人材確保対策事業メニュー一覧の番号を事業アイデア提案シートに記入してください（詳細は記入例参照）。
- ③ 「事業の対象となる医療介護総合確保区域」欄にある各区域は、次のとおり（高齢者福祉圏域と同じ）です。事業の対象と想定される区域に○を付けてください。

県北地域（大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町）

県西地域（鹿沼市、日光市）

宇都宮地域（宇都宮市）

県東地域（真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）

県南地域（栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町）

両毛地域（足利市、佐野市）

- ④ 事業内容に係る説明資料や事業に要する経費に係る見積書などがある場合は、添付して提出してください。

4 提案内容の取扱い

- (1) 提案いただいた事業アイデアは、県において平成 31（2019）年度に実施する事業を検討する際に参考とさせていただきます。優れた内容であっても、提案そのままに実際の事業となるものではありませんし、補助事業等の事業者として採択されることを保証するものではありません。
- (2) 基金の取扱い上、診療報酬、介護報酬及びその他補助金等で措置されているものは、基金を活用して実施する事業の対象とすることはできません。また、特定の事業者の資産の形成につながる事業については、必ず事業者負担を求めることとされております。
- (3) 提案いただいた内容について、県の担当課から個別に確認させていただく場合があります。また、提案内容を「栃木県医療介護総合確保推進協議会」や「地域医療構想調整会議」等の公開会議での資料とさせていただく場合もありますので、あらかじめ御承知置きください。
- (4) 実際に事業化が行われるのは、厚生労働省の内示（平成 31（2019）年 6 月以降となる見込み）後となります。

5 問い合わせ先

栃木県 保健福祉部 高齢対策課 生きがいづくり担当

TEL：028-623-3048 FAX：028-623-3058 E-mail：kaigo@pref.tochigi.lg.jp

介護人材確保対策事業メニュー一覧（各事業の内容は「別記2」参照）

大項目	小項目 No.	事業名
基盤整備	(1)	介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）
	(2)	人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業
参入促進	(3)	地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業
	(4)	若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業
	(5)	助け合いによる生活支援の担い手の養成事業
	(6)	介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業
	(7)	介護未経験者に対する研修支援事業
	(8)	ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業
	(9)	介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進事業
	(10)	介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業
	(11)	多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業
	(12)	介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業
	(13)	将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業
		介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業
	(14)	イ 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業
		ロ 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業
資質の向上		多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業
	(15)	イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業
		ロ 介護キャリア段位普及促進に係るアセッサー講習受講支援事業
		ハ 介護支援専門員資質向上事業
	(16)	喀痰吸引等研修の実施体制強化事業
	(17)	各種研修に係る代替要員の確保対策事業
	(18)	潜在介護福祉士の再就業促進事業
	(19)	離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業
	(20)	認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業
	(21)	地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業
	(22)	権利擁護人材育成事業
労働環境・ 処遇の改善	(23)	介護予防の推進に資するOT、PT、ST指導者育成事業
	(24)	新人介護職員に対するエルダー・メンター制度等導入支援事業
		管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業
	(25)	イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業
		ロ 介護ロボット導入支援事業
	(26)	雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業
	(27)	介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業
	(28)	介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業
	(29)	子育て支援のための代替職員のマッチング事業

別記2

介護従事者の確保に関する事業

1 目的

本事業は、地域の実情に応じて、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、介護人材の確保のための計画を実行するために、都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金を充てて実施するものである。

2 対象事業

(1) 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）

都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、行政や職能団体、事業者団体のみならず一般企業（経済団体）、教育機関、PTA、メディアなどで構成されるプラットフォーム（協議会等）を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組の計画立案を行うとともに、検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための経費に対して助成する。

(2) 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業

介護人材確保に取り組む事業者に対する認証評価制度の構築・実施のための経費に対して助成する。

(3) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業

「介護の3つの魅力（「楽しさ」、「広さ」、「深さ」）」について、介護業界や地域住民・地域のコミュニティからの情報を、都道府県が支援・コーディネートし、学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための経費や地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施のための経費に対し助成する。

(4) 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業

将来の担い手たる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に対し助成する。

(5) 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業

高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する。

なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。

(6) 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業

介護実習受入施設・事業所に対し、介護実習の円滑化のための支援を行うための経費に対し助成する。

(7) 介護未経験者に対する研修支援事業

介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得よう、介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成（他制度において支援を受けている者は除く。）する。

(8) ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業

社会活動（ボランティア）を通じて介護分野に関心を持った中高年高齢者の就労を促進するため、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等を構成員とする協議会等の設置により、関係者の連携のもと、地域の実情に応じた取組を総合的に推進するための経費に対して助成する。

(9) 介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進

高校生や大学生等の介護事業所へのインターンシップの実施に係る経費や小中学生等の夏休み等を活用した職場体験の実施に係る経費に対し助成する。

(10) 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業

訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者への研修受講等に要する経費に対し助成する。

(11) 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業

若者・女性・中高年齢者など、それぞれの人材層ごとの働き方の希望等に応じた、きめ細やかなマッチングを行うため、都道府県福祉人材センター等に介護現場の実情や雇用管理等に知見を有する者（キャリア支援専門員）を配置し、

- ・ 求人側への訪問等による求人条件の改善指導
- ・ 求職者のニーズ把握による多様な条件（賃金、勤務時間、入職後の昇進条件等）の提示
- ・ 入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッチング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付

を行うための経費に対し助成する。

また、過疎地域等の人口減少地域において、他地域からの I・U・J ターンを促すための取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施するための経費に対し助成する。

(12) 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業 【別添資料 1 参照】

(13) 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業 【別添資料 2 参照】

(14) 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業 【別添資料 3 参照】

イ 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業

ロ 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業

(15) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に対し助成する。

さらに、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援（人事考課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための経費に対し助成する。

ロ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業

介護職員の資質向上と介護事業所における OJT の推進を図るため、介護キャリア段位におけるアセッサー講習を受講するための経費に対し助成する。

ハ 介護支援専門員資質向上事業

介護保険制度において、高齢者の尊厳を保持し、自立支援に資するサービス提供を行うためのケアプラン作成業務を担う介護支援専門員を対象とした法定研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模の居宅介護支援事業所の介護支援専門員のように、OJT の機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修を実施することや、ケアプラン点検の実施にあたり、専門職である主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートすることにより、地域全体で介護支援専門員の資質向上の取組を推進するための経費に対し助成する。

(16) 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ・定着促進を図るため、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対し助成する。

(17) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業

介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。

(18) 潜在介護福祉士の再就業促進事業

潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するための経費に対し助成する。

(19) 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業

離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に対し助成する。

(20) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業

介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

(21) 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業

地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手となる人材（生活支援コーディネーター）育成及びそれを全体で調整する地域包括支援センター職員の資質向上を支援するための経費に対し助成する。

(22) 権利擁護人材育成事業

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。

(23) 介護予防の推進に資するＯＴ、ＰＴ、ＳＴ指導者育成事業

都道府県単位のリハビリテーション関連団体が、ＯＴ、ＰＴ、ＳＴに対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。

(24) 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業

介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

(25) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

- ・ 介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進
- ・ 女性が働き続けることのできる職場づくりの推進
- ・ ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及

など、具体的な雇用管理改善の取組みを実施するための経費に対し助成する。

なお、情報共有のためのPCやモバイル機器の購入費用については、本事業の対象としていない。

ロ 介護ロボット導入支援事業

現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先駆的な取り組みを実施するための経費に対し助成する。

(26) 雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業

介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護事業者を都道府県ごとに評価・表彰するための経費に対し助成する。

(27) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業

介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成する。

なお、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）の支給を受けている介護施設・事業所については、当該助成金の受給年度については、本事業による財政支援は受けられないことに留意されたい。

(28) 介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業

介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業所がその費用の一部を負担する際の経費に対し助成する。

(29) 子育て支援のための代替職員のマッチング事業

介護分野で短期間・短時間の勤務を可能とするため、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズに応じてマッチングさせる「介護職員子育て応援人材ステーション」を設置・運営するための経費に対し助成する。

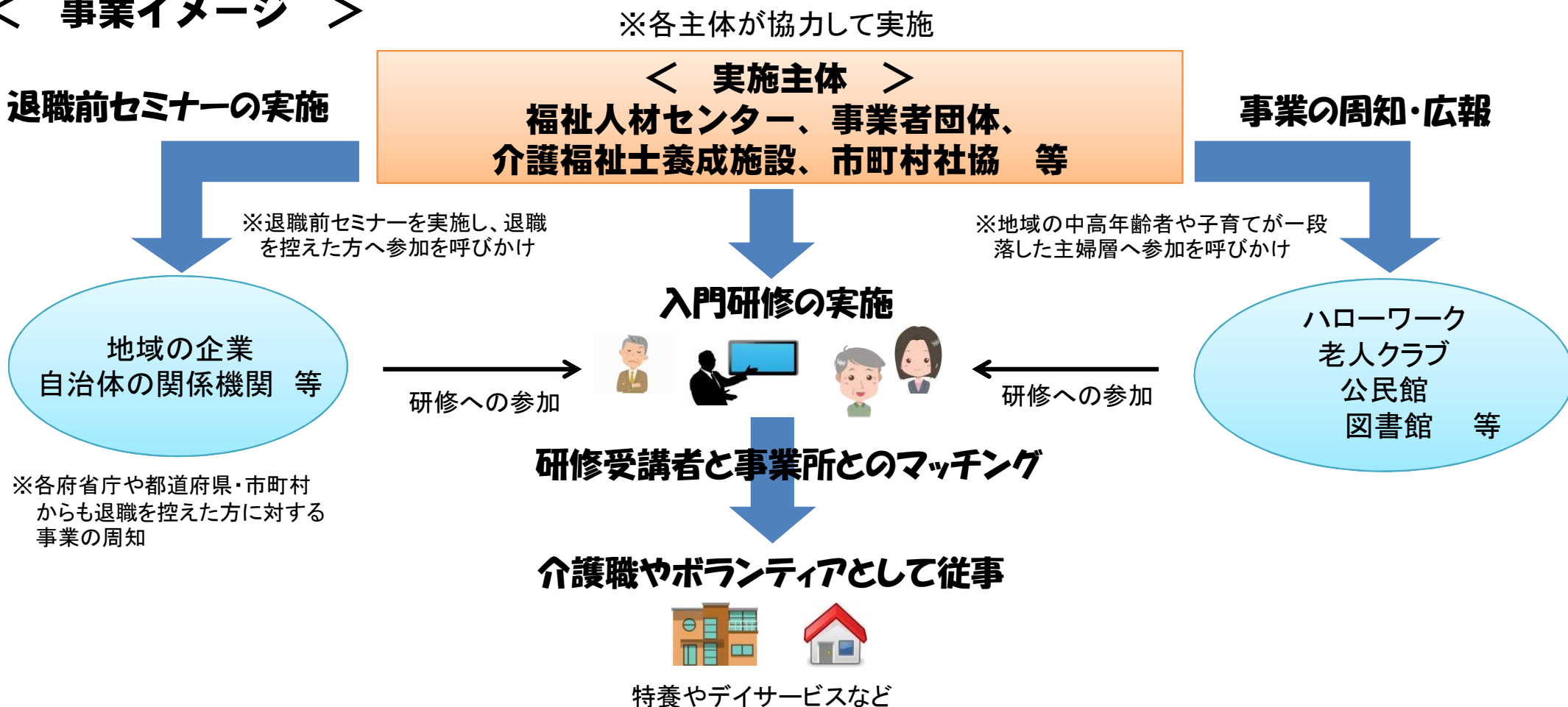
新 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の創設

【地域医療介護総合確保基金の新規メニュー】

＜資料1＞

- 介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を導入し、介護人材のすそ野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。
- 具体的には、事業実施団体において、求職者や退職を控えた方などへの研修の参加を呼びかけるとともに、入門的研修の実施から研修受講後の介護施設・事業所とのマッチングを行い、介護分野での雇用につなげていく。

＜ 事業イメージ ＞



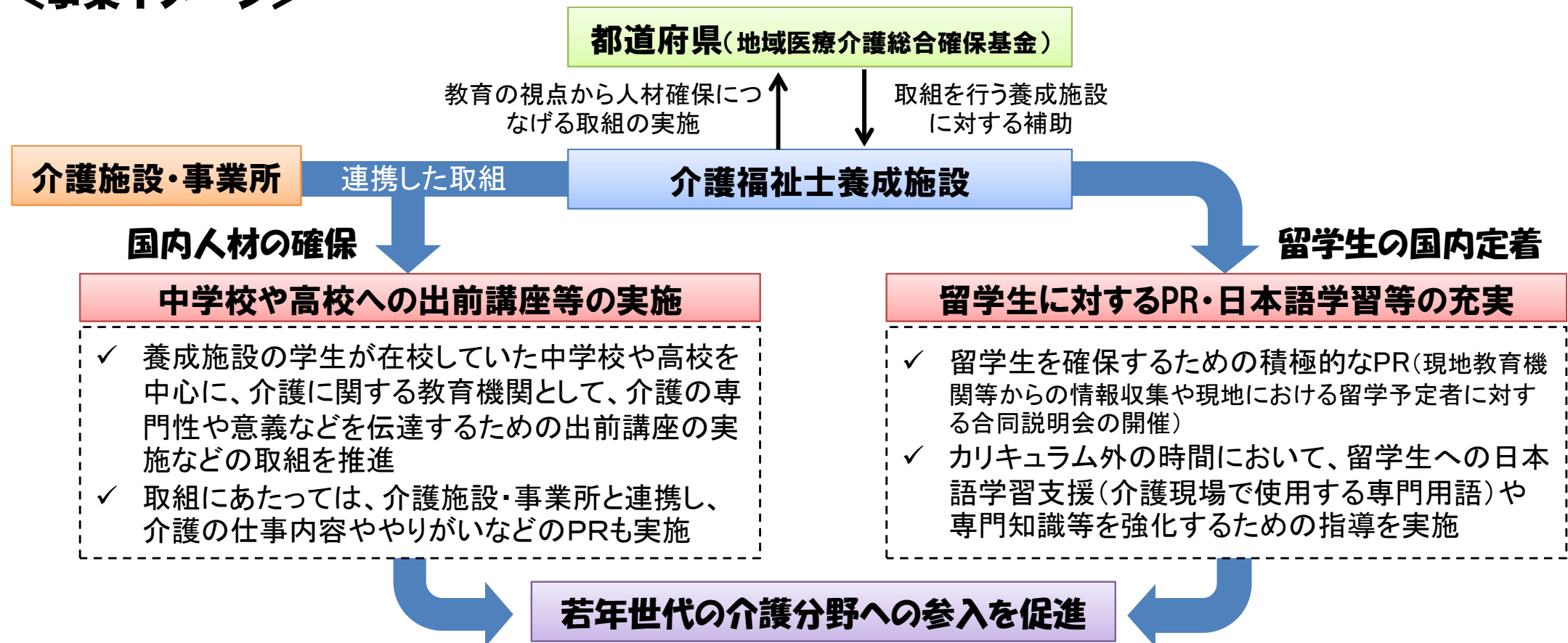


将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業 【地域医療介護総合確保基金の新規メニュー】

<資料2>

- 介護福祉士養成施設では、入学者数が毎年減少してきており、平成28年の定員充足率は44.2%（入学者数：7,835人／定員：17,730人）となっている。
- 当該施設は、介護分野で働くことを希望する若者を介護分野で中核的な役割を担う介護福祉士として養成し、介護分野への参入を促す重要な役割を果たしている。
- こうしたことを踏まえ、介護に関する教育機関である介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う世代に対する介護の専門性や意義を伝達する取組や、今後増加することが予想される留学生への日本語学習支援等による質の高い人材の養成・確保に係る取組を推進する。

<事業イメージ>



新

介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業の創設

【地域医療介護総合確保基金の新規メニュー】

<資料3>

1. 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を經由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。

留学生（日本語学校・養成施設）

奨学金の
貸与・給付

受入介護施設等

<留学生の支援例>

○1年目：日本語学校
学費：月5万円
居住費：月3万円

○2年目・3年目：介護福祉士養成施設
学費：月5万円
入学準備金：20万円（初回に限る）
就職準備金：20万円（最終回に限る）
国家試験受験対策費用：4万円（年額）
居住費：月3万円

経費助成

補助率：1/3※
※受入介護施設等が留学生に給付する奨学金等の総額の1/3を補助

都道府県（委託可）

2. 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業

【目的】

意欲ある留学生と介護福祉士養成施設や介護施設等とのマッチングを適切に行い、円滑な受入支援体制の構築を図るため、地域の実情に応じたきめ細かいマッチングを行うことが可能な団体に対して、情報収集や情報提供などに必要な経費を助成する。

【事業内容】

- ① 外国人留学生の発掘や、留学生に対する養成施設や介護施設等に関する情報提供
- ② 現地での合同説明会の開催等のマッチング支援 等

事業イメージ

【送り出し国】

留学生
※ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、ネパール、ミャンマー、モンゴルetc.

協議会の設置など、関係団体等と連携しながらマッチングを実施

都道府県

委託

マッチング支援
団体

① 養成施設、介護施設等からの情報の提供

② 現地教育機関等からの情報収集

・現地教育機関訪問
・候補者リストの作成
・候補者との面談
・ビデオレターの作成 等

・留学生の受入れの意向の有無
・受入実績
・求める人材の確認
・特色あるカリキュラムや行事等の紹介
・施設のアピールポイント等の紹介
・ビデオレターの作成 等

① 養成施設、介護施設等からの情報収集

② 現地教育機関等からの情報の提供

③ 現地合同説明会等のコーディネート

③ 現地合同説明会等開催事業

留学生候補者と、留学生受入れを希望する日本の介護福祉士養成施設、介護施設等間でマッチングを行うため、現地にて合同説明会等を開催する。

【日本】

介護福祉士
養成施設

介護施設等

平成31（2019）年度地域医療介護総合確保基金（介護分） 事業アイデア提案シート

○提案者

団 体 名			担当部署名	
担当者名				
連 絡 先	電話 FAX		E-Mail	

○事業の内容

事業の区分	介護従事者の確保に関する事業			
大項目	基盤整備 参入促進 資質の向上 労働環境・処遇の改善			
小項目 (No.)				
事業の名称				
事業の内容				
事業の有効性と効率性	(1) 事業の有効性（事業実施により得られる効果）			
	(2) 事業の効率性（効率的な事業実施のために工夫する点）			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	1 全区域 2 県北地域 3 県西地域 4 宇都宮地域 5 県東地域 6 県南地域 7 両毛地域			
事業の実施主体				
事業の目標				

事業の期間		
事業に要する 費用の額	総事業費	(千円)
	積算内訳	
備考		

(注1) 本シートをコピーして、個別事業ごとに1枚作成してください。

(注2) シート名は、小項目No.に変更し、同一の小項目で複数の事業がある場合は、
「〇-1」「〇-2」と枝番に変更してください。